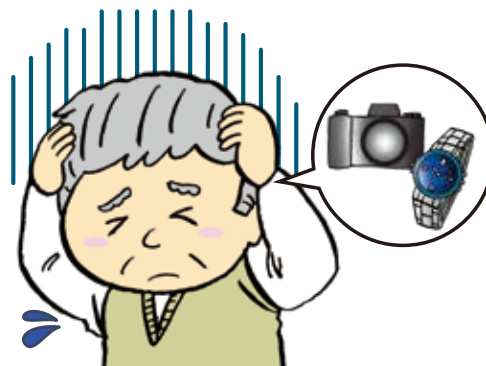


広島市消費生活センターだより

買取業者の訪問 にご注意を



事例

業者から「靴でも食器でも何でも買い取る」という電話があり、家に来てもらうことになった。翌日、訪問した業者から時計やカメラを見せるように言われ、売ってしまった。やはり手放したくない。

アドバイス

- 不用品等の買い取りを依頼するときは、慎重に判断しましょう。
- 買い取ってもらうつもりがない貴金属等の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。貴金属等はむやみに見せないようにしましょう。
- 訪問購入は、法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフができます。売却後もクーリング・オフ期間中は物品の引渡しを拒むことができます。
- 困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター
☎082-225-3300

相談無料
秘密厳守
です



開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))